

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の河川は、一部の河川を除いて市東部および北部の山地から流下して、一級河川姉川および天野川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

特に、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の梅雨前線豪雨、第2室戸台風、昭和40年の台風24号、平成2年の台風19号および平成25年の台風18号などで大災害が発生している。

当市のハザードマップによると、姉川や天野川等流域、低地部を中心に1m以上の浸水が予想されている地域があるほか、当会が立地する市街地の多くの地域で50cm以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

市の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨により土砂災害が発生している。

当市には多くの土砂災害危険箇所があり、当市のハザードマップによると209か所（急傾斜地116か所、土石流93か所）が土砂災害警戒区域に指定されており、一部事業所が指定地域に含まれている他、孤立可能性のある集落も存在する。

(地震：ハザードマップ、J-SHIS)

滋賀県の北部一帯の断層帯には、本市の北側に位置する柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、南側に位置する鈴鹿西縁断層帯、湖西地域に位置する琵琶湖西岸断層帯などがある。

また本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の防災対策推進地域に指定されている。

当市においては、平成23年度に実施した防災アセスメント調査結果および県の地震被害想定などを踏まえ、最も大きな被害をもたらす地震を柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震とし、市内の大部分で震度6弱以上、局所的に震度7の揺れが生じると想定している。

なお、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で30%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市は日本海型気候で、冬期には北西の季節風と積雪があり、湖岸部は年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候であるのに対し、中山間部は1m前後の積雪がある県下有数の豪雪地帯である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,273人
(うち、小規模事業者数 1,071人)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	227	191	市内に広く分散している
	製造業	260	218	市内に広く分散している
	卸小売業	362	305	市内に広く分散している
	飲食宿泊業	105	88	市内に広く分散している
	サービス業	175	148	市内に広く分散している
	その他	144	121	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

- 1) 当市の取組
 - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・当市が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市地域防災計画においては市民および事業者は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災訓練への参加、過

去の災害教訓の伝承等により、防災活動に協力することとされている。

また、市内の一定地区内の市民および当該地区に事業所を有する事業所は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができることとされている。

当会においては、物価安定に向けた対策を進めるとともに、災害救助用および復旧用物資の確保を進めることとされている。

平成 19 年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書」に基づいて、当会は当市から要請があった場合、物資の提供、運搬を行うこととしており、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、米原市商工会危機管理マニュアル(令和元年5月21日改定)を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ滋賀県共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市で事業継続力強化に向けた協議を実施し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（本市で最も大きな被害が発生すると想定されている柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とするマグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の際は、人命救助が第一であることは言うまでもない。

当市は勤務時間内外に関わらず、市内の被害状況を確認し、災害の態様に応じて災害対策本部（災害警戒本部）（以下「市本部等」という。）を設置し、避難所の開設他、各種応急対策等を実施することとしている。

当会においては、下記の手順で市内事業所の被害状況の把握に努め、市本部等と情報

の共有等に努め、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

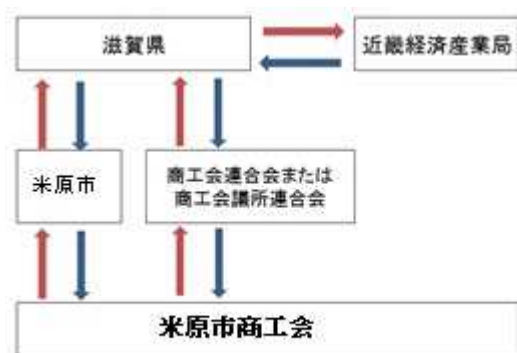
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・発災後、当会においても速やかに各職員が勤務場所に参集し、市内商工業者の被災状況の把握に努め、市本部等に被害状況を報告し、市本部等の指示に基づき応急対策を進める。
- ・当会は、市本部等の指示が無い場合においても、市内商工業者の被害情報の収集を行い、市本部等との情報共有に努める。
- ・当会職員自らが被災し、応急対策ができない場合は、参集可能な職員において大まかな被害状況の確認を行い、速やかに市本部等との情報共有を図る。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防ぐため、被災地域での活動は安全が確保される範囲内で実施する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

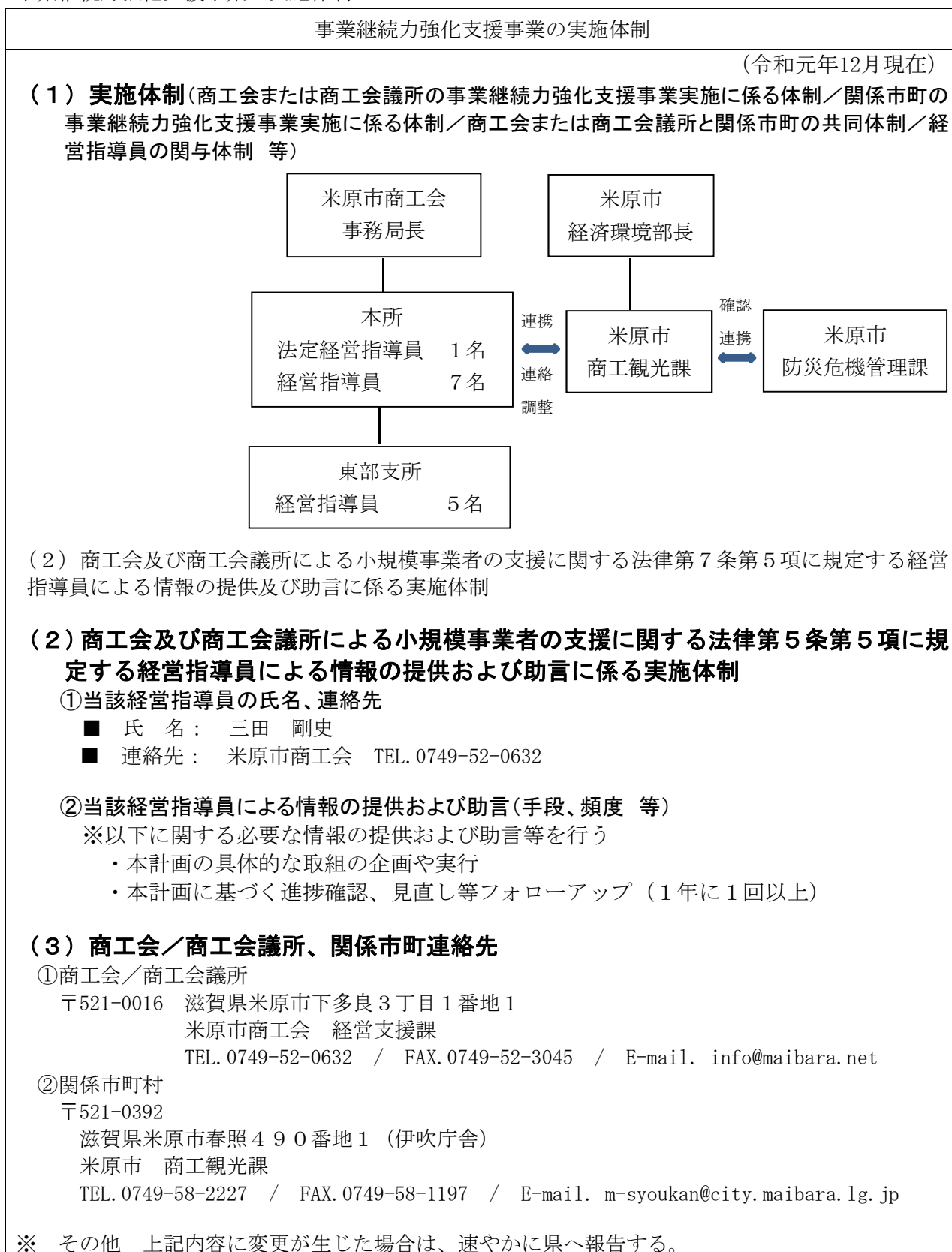
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被災小規模事業者の被害状況を調査し、再建のための資金需要を速やかに把握する。
- ・被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡素化や迅速化および貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。
- ・市本部等は、当会と連携して、国、県および日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に対して周知徹底を図る。
- ・市本部等は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化および既往貸付金の返済猶予等について弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付」、「セーフティネット貸付」等による融資が円滑に行われるよう必要な措置を執る。
- ・被害規模が大きく、当市、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	250	250	250	250	250
・ パンフ、チラシ作製費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、米原市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

